

第21回冬季オリンピック競技大会（2010／バンクーバー）¹資格認定者向け IOC ブログ・ガイドライン

本ガイドラインは、第21回冬季オリンピック競技大会（2010／バンクーバー）（以下、「競技大会」という）に対して資格認定を受けた者（以下、「資格認定者」という）のうち、競技大会の時期、2010年2月4日のオリンピック選手村開村日から2010年3月3日のオリンピック選手村閉村日までの期間にわたり、競技大会における資格認定者の個人的な体験および参加に関連するコンテンツ（以下、「オリンピック・コンテンツ」という）を含み、一般人がアクセス可能なブログを作成する者を対象として作成された。本ガイドラインはまた、オリンピック・コンテンツを他人のウェブサイトに投稿する資格認定者に対しても適用される。

IOC は、これらのガイドラインに従ったブログ作成を、ジャーナリズムの一形式ではなく、合法的な個人的表現形式と考えている。従って、IOC は、これらのガイドラインに従って資格認定者が作成するブログは、「メディアとして資格認定を受けた者のみが、ジャーナリスト、報道記者またはその他あらゆるメディア職能を果たすことができる」と定めたオリンピック憲章規則49の付属細則第3項を侵害するものであるとは考えない。

さらに、競技大会における資格認定者は、オリンピック憲章に従わなければならない。

1. ブログの定義

本ガイドラインにおいて、ブログとは、記述（手記、日記等）が掲載されるウェブサイトの一種で、通常は新しい順に表示され、一般人がアクセス可能なものである。

2. 個人情報

競技大会の資格認定者がオリンピック・コンテンツを掲載する場合、自分自身の個人的なオリンピック関連体験のみ掲載を可能とする。上記の一般性を制限することなく、資格認定者のブログは日記または手記の形式で作成されるものとし、いかなる場合においても、他の資格認定者へのインタビューまたは他の資格認定者についての記述を含んではならない。

資格認定者は、資格認定者自身のオリンピック・チームまたは他の資格認定者を含む第三者のプライバシーを侵害し、競技大会のセキュリティー、開催ならびに組織運営の情報漏えいにつながる可能性のある機密や個人情報を開示してはならない。

いかなる場合においても、オリンピック・コンテンツを含む資格認定者のブログは常に、オリ

¹ これらのガイドラインは、第21回オリンピック冬季競技大会（2010／バンクーバー）にのみ適用される。IOC は現行のガイドラインを変更する権利を留保する。ガイドラインは、英語版を正とする。

© Copyright IOC 2009 無断複写・複製・転載を禁ず

ピック憲章に定められたオリンピック精神およびオリンピズムの根本原則に従い、品位のある、趣味のよいものでなければならない。

3. 競技大会の音声または動画の使用禁止

インターネット上の表示を含め、あらゆる媒体を通じての競技大会の動画配信は、IOC の知的財産権の一部である。競技活動、開閉会式、メダル授与式またはその他、入場の際にオリンピック ID 兼資格認定カード（またはチケット）を必要とするあらゆるゾーン（競技会場および練習会場、オリンピック選手村、メインプレスセンター等。以下、「資格認定ゾーン」という）で行われる活動の音声または動画（動画を真似た連続の静止画像を含む）は、出所に関わらず、生中継または録画のいずれにおいても配信することはできない。

4. 静止画像

資格認定者は、競技大会の競技アクション、開閉会式、またはメダル授与式を含まないことを条件に、資格認定ゾーンで自身が写った静止画像をブログに掲載することができる。本項に従って掲載される写真に写っている他人からの掲載同意については、資格認定者の責任において獲得するものとする。いかなる方法においても、静止画像を連続的に複製することによって動画を模倣することは認められない。

5. オリンピックマーク

資格認定者が、IOC の所有財産であるオリンピックシンボル、すなわち 5 輪の輪をブログに使用することは認められない。資格認定者は、「オリンピック」およびその他のオリンピック関連語が第三者または第三者の製品またはサービスと関連付けられないことを条件に、「オリンピック」およびその他のオリンピック関連語をブログで使用することができる。NOC および/または VANOC エンブレムあるいはマスコットを含むその他のオリンピックマークについては、当該 NOC および/または VANOC から書面による事前許可を受けていない限り、資格認定者がこれらのマークをブログに使用することが認められない場合もある。

6. 広告とスポンサーシップ

一般原則として、資格認定者は、ブログに掲載するオリンピック・コンテンツと商業的な内容を関連付けることはできない。具体的には、広告および/またはスポンサーシップの機会を、ブログに含まれるオリンピック・コンテンツに関連して第三者に提供および/または販売することは認められないということである。

ただし、IOC TOPパートナー (<http://www.olympic.org/marketing>を参照のこと) の広告および／またはスポンサーシップに限り、オリンピック・コンテンツと同時に表示することができる。上記について、いかなる広告および／またはスポンサーシップも、押し付けがましいものであってはならず (すなわち、ポップアップあるいは拡張型のバナー等)、いかなる場合でも、スクリーンの15%以上を占めてはならない。また、VANOC、オリンピック競技大会のその他の組織委員会および国内オリンピック委員会のウェブサイトおよび競技大会の公式放送権所有者のウェブサイトは、IOCが許可する広告およびスポンサーシップを含むことができる。

資格認定者は、第三者または他の広告および／またはスポンサーシップとオリンピック・コンテンツとの間に商業的な関係がないことを条件に、第三者のウェブサイトにオリンピック・コンテンツを投稿することができる。

7. 独占性の禁止

資格認定者は、オリンピック・コンテンツの掲載に関して、いかなる企業とも独占的な商業協定を結んではならない。

8. ドメイン名/URL/ページ名

“Olympic”、“Olympics”またはそれに類する語を含むドメイン名は認められない (たとえば、[myname]olympic.com は認められないが、[myname].com/olympic は、本ガイドラインが適用される期間に限り、認められる)。

9. リンク

関連オリンピック情報へのアクセスの便を図るため、本ガイドラインに基づいてオリンピック・コンテンツを掲載する資格認定者は、関連のある場合、資格認定者のオリンピック・チームまたはNOC等を含む各種公式オリンピック・ウェブサイトに対し、自身のブログからリンクを貼ることが奨励される。便利なアドレスとしては下記のようなものが挙げられる。

www.olympic.org – オリンピック・ムーブメントの公式ウェブサイト

www.vancouver2010.com – バンクーバー2010 冬季オリンピック競技大会の公式ウェブサイト

10. 義務

資格認定者がブログで意見を公表することを選択した場合、資格認定者は自分の意見に責任を持たなければならない。ブロガーは、中傷的、卑猥あるいは所有権を侵害すると思われるコメント

に対し、個人的に責任を負わなければならない場合がある。要するに、ブロガーは自らのリスクにおいてブログを掲載し、表明された見解は自分自身のものであることを明確にしなければならない。

11. 責任とさらなる制限

VANOC、国内オリンピック委員会、国際競技連盟およびその他、競技大会に関与する団体（メディア、スポンサー等）は、それぞれの代表者（すなわち、競技大会に対する資格認定を与えた者）に本ガイドラインの内容を伝え、これを厳守させる責任を担う。上記の団体はまた、それぞれの代表者に対し、競技大会に関するより制約的なブログ作成ガイドラインを課する場合もある。

12. IOCが定める既存または新規の取り決め

本ガイドラインのいかなる項目も、IOC が既に取り決め公表している、あるいは今後取り決める規定や条件について、それらを改定し、あるいはそれらに優先すると解釈されるべきではない。

13. ガイドライン違反

本ガイドラインに違反した資格認定者は、オリンピック憲章に定めるとおり、オリンピック ID 兼資格認定カードを取り消される場合がある。IOC は、金銭的な損害に対する法的措置およびその他の制裁を含め、本ガイドライン違反に対し、適当とみなすその他すべての措置を講じる権利を留保する。